

年金相談の手引（令和 8 年度版）【お詫びと訂正】

本書 393 頁におきまして、様式に本文が重なって表示される箇所がございました。正しくは下図の通りです。お詫びの上、訂正させていただきます。

年金の請求（老齢）

I 老齢給付（基礎年金・厚生年金）の年金請求

◎ 老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰上げ請求

老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰上げ支給を希望する人は、老齢給付の年金請求書に「厚生年金保険・国民年金 老齢厚生年金・老齢基礎年金支給繰上げ請求書」を添えて提出します。

様式第102号
(第 102-1)

国民年金 老齢基礎年金・老齢厚生年金 支給繰上げ請求書
厚生年金保険

※裏面の「注意事項」および「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。

※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

欄外符号		通達番号	
① 個人番号(または基礎年金番号)	2 1 3 4 1 1 3 4 5 6		
② 氏名	(フリガナ) ネン キン タ ロウ (氏) 年 金 (名) 太 郎		
③ 生年月日	昭 和 41 年 4 月 20 日		
④ 住所	郵便番号 (フリガナ) スギナミク タカイドニシ 168-0071 杉並区高井戸西3-5-24		
繰上げの請求を行うことによる制約等を理解のうえ、			
☒ ア. 老齢基礎年金の全部を繰上げ請求します。			
イ. 老齢厚生年金の繰上げおよび老齢基礎年金の全部を繰上げ請求します。			
ウ. 老齢厚生年金の繰上げおよび老齢基礎年金の一部を繰上げ請求します。			
上記「ウ」による請求を行う場合は、右の1～3のいずれかに○をしてください。			
1 厚生年金保険法等に定める障害の状態にあることによる請求			
2 長期加入の特例による請求			
3 坑内員・船員の特例による請求			

令和 8 年 4 月 24 日 提出

電話番号(03) - (3334) - (0000)

※ 基礎厚生 年金決定 65	改定年月日				事由 02 ・ 12	※ 定額部分 開始年齢 月数	歳	月
	年	月	日				歳	月